

教保体第761号
令和5年8月21日

各市町村教育委員会学校保健主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部
保健体育課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症等への継続的な対応について（通知）

このことについては、令和5年4月28日付け教保体第216号及び同5月19日付け教保体323号において文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下、「同マニュアル」という。）を参考に新型コロナウイルス感染症が流行する以前に、日常の学校生活において行われていた対応を基本とすること、また、平時におけるマスク着用について学校生活全般にわたり、原則としてマスクの着用は不要とすること等を通知し、各学校において適宜対応いただいているところです。

一方で長期休業中においても依然として感染の収束は見えず、時期によっては、感染の増加に関する報道もなされています。

こうした状況から、今後も、手洗いや効果的な換気等、基本的な感染症対策を継続的に取り組んでいく必要があります。貴管下学校において、同マニュアルにある「平時から求められる感染症対策について」及び「感染流行時における感染対策について」を参考にしつつ、地域の状況に応じて、マスクの取扱いや学校行事等の実施に関して継続して御対応いただきますよう、御指導をお願いいたします。なお、基礎疾患等への配慮を十分行うとともに、マスク着用の有無による差別や偏見等が起こらないように留意することについても、引き続きよろしくをお願いいたします。

加えて、体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時の場面においては、特に熱中症のリスクが高いことが予想されることから、暑さ指数を基にした熱中症対策にも万全を期すよう、よろしくをお願いいたします。

(連絡先)
千葉県教育庁教育振興部保健体育課 保健班
TEL : 043-223-4092 FAX : 043-225-8419
E-mail : kyhoken@mz.pref.chiba.lg.jp